

## 株式会社ほっかほっか亭総本部と 災害時における物資供給等に関する協定を締結します

堺市消防局では、株式会社ほっかほっか亭総本部（本社：大阪市北区 代表取締役社長：岩寄 智彦 氏）と災害時における物資供給等に関する協定を締結する運びとなりました。

令和3年6月、「さかい・コネクテッド・デスク（SCD）」に、災害時における物資供給のご提案をいただき、連携内容について協議を重ね、災害応急対策を継続するための弁当類の供給や防火防災対策に関する啓発活動にご協力いただけることとなり、今回の協定の締結に至りました。

なお、協定の締結式は以下のとおり行います。

- 1 日 時：令和4年6月1日（水） 午後1時30分～午後1時50分
- 2 場 所：堺市消防局（消防本部）5階 研修室（堺区大浜南町3丁2番5号）
- 3 出席者：株式会社ほっかほっか亭総本部 代表取締役社長 岩寄 智彦 氏  
堺市消防局長 新開 実
- 4 連携内容
  - (1) 災害時における弁当類の供給協力に関すること
  - (2) その他、協議により合意した防火防災に関すること

問 い 合 わ せ 先	(協定に関すること) 担 当 課：消防局 総務部 総務課 電 話：072-238-6002 ファックス：072-223-1979
	(公民連携に関すること) 担 当 課：市長公室 政策企画部 民間活力導入担当 電 話：072-228-0289 ファックス：072-222-9694 <small>さかいの未来を共に創るために。</small> <b>Connect with...</b> さかい・コネクテッド・デスク

## 災害時における物資供給等に関する協定書

堺市消防局（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲の管轄区域において甲が実施する災害応急対策及び防火防災対策に関する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

### （協力事項）

第2条 乙は、次に掲げる事項（以下「協力事項」という。）について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 災害時における弁当類の供給協力に関すること
- (2) その他、協議により合意した防火防災に関すること

### （個人情報の保護等）

第3条 甲及び乙は、協力事項の実施において知り得た個人情報及び相手方の秘密情報を第三者に漏らし又は第1条の目的外に利用してはならないものとする。

### （免責）

第4条 乙は協力事項を行うことができなかつた場合であっても生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

### （物資の範囲と調達）

第5条 第2条第1項の規定による甲が乙に協力要請する物資は、災害の状況により甲が判断し要請するものとし、乙が協力可能な範囲において、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

### （物資の運搬）

第6条 前条の規定により決定した物資の運搬は、乙が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙の行う運搬に協力するものとする。

### （費用負担）

第7条 第5条、第6条の規定により乙が実施した協力事項に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における対象となる物資の適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （費用の支払い）

第8条 前条の規定により決定した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

### （連絡体制）

第9条 協力要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ甲乙の連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、又はこの協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結日から2023年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府堺市堺区大浜南町3丁2番5号  
堺市消防局  
局長 新開 実

乙 大阪市北区鶴野町3番10号  
株式会社ほっかほっか亭総本部  
代表取締役社長 岩寄 智彦